

今道専門委員からの意見（6/20 提出分）

今道専門委員からの御意見

合理的な慣行に従ったことを確保するためには、コストに見合う場合には融資契約や関連諸契約のデューデリジェンスを行うことが望ましく¹、そのほかの場合であっても少なくとも選定事業者が優先貸付人に対する債務の期限前弁済を行う場合について、当該弁済について行う補償の額に影響を与えるような条項の内容等を把握することが望ましい。現在の実務では、通常、PFI 事業契約後に融資契約等をドラフトしており、PFI 事業契約締結までに決まっているのは条件の骨子（選定事業者（SPC）と選定事業者（SPC）に対して融資を予定する金融機関との間で合意している主要な融資条件）レベルである。したがって、現在の実務慣行を前提とする限り、PFI 事業契約前に融資契約書そのもののデューデリジェンスを行うことは困難である。そこで、融資契約締結前に特に期限前弁済時の補償の額に大きく影響を与える条件を予め把握するとともに、その後に管理者等の同意を経ずに変更できないものとする（又は、変更されても補償額は変更前のものをもとに算定する）ことが考えられる。

¹ 事業契約締結時には融資契約は締結されていないので、【事務局御中：「事後のデューデリジェンスでは意味がない」という主張と、後段の「融資契約の内容を把握する必要がある」（＝事後の対応策にも一定の意味がある）という主張が、矛盾するようにも感じられますので、ここでは単に「事業契約締結前に融資契約の内容の把握を行うことは困難」という程度でよいのではないのでしょうか。】デューデリジェンスを実際に行うことは現時点では困難である。しかし、融資契約等の内容はすべて管理者等が把握する必要があるとの考えもあるところであり、この点については更に検討を要する。